

第六條 第一條ノ内ニ當然含ムル、モト認ム

第七條 本件ハ各方面ヨリ考究ヲ要スル問題ナルヲ以

テ研究スル考ヘナリ 以上

大正十三年七月三十一日

別紙第三號

為事務中宣言

吾等は茲に又トラキキを宣言す

吾等は此のこゝを遺憾に思ふ

吾等は去る二十五日 日給社員の提出したる要求案は生活の窮乏に泣く吾等の同僚として洵に條理正しき正當な要求なりと信じ且つ會社當業者は現在會社經濟状態より打算して速かに承諾すべきものと信じた然れども吾等は會社當業者の過去の事跡に徴して一疎の不安を感じたるが故に前後二回に亘つて警告を發したるにも拘はらず會社當業者は吾等の期待を裏切り吾等の警告を無視して該要求を峻拒したためである

吾等は日給社員に要求案同時に吾等の要求案を呈し信する日給社員に對する拒絶日同時に又吾等に對する